

所有者不明農地の解消の取組事例【松浦市農業委員会（志佐町稗木場免）】令和7年度所有者不明農地対策事業

【当該地域の所有者不明農地の概要】

取組経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤法の利用集積計画の貸借期間が満了を案内する際に、登記簿謄本を公用請求し、農地の登記名義人と利用集積計画の地権者が一致しているか点検し、必要に応じて所有者不明農地制度の活用を指導している。
当該農地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続未登記の農地で配偶者とは離婚。 ・ 子は2人で長男が農地を管理し、長女は相続放棄。また、後妻との子はなく、後妻の両親・兄弟も全員死亡。 ・ 相続人は長男のみ（相続権1/2）
筆数、面積	2筆、2,611㎡（田）



【農業委員会の取組内容等】

- ・ 基盤法の利用集積計画の期間満了5ヶ月前に文書で通知。
- ・ あわせて農業委員・農地利用最適化推進委員が出し手・受け手の意向を聞き取り報告書にまとめ事務局に提出。
- ・ 事務局が登記簿等を公用で請求し登記名義人と出し手が一致しているか確認し、相関図を作成。
- ・ 探索の結果、相続人が長男のみ（前妻は離婚、長女は相続放棄、後妻とその両親・兄弟は死亡、後妻との子なし）で、法定持分が1/2しかない状況が判明。
- ・ 1/2を超える同意を得ることが不可能であるため、農地バンク等と協議し、1/2は越えないが、現在の管理者である長男と2月に促進計画で利用権を設定した。

【取り組み実績スケジュール】

探索	期間満了5ヶ月前に更新意向確認 事前に登記簿・戸籍等を確認 相続関係図の作成(担当職員)
促進計画認可手続	11月（促進計画策定を要請） 2月（利用権設定：10年間）